

## 浜松市母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、浜松市母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について必要な事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 浜松市母子家庭等就業・自立支援センター事業は、個々の母子家庭の母及び父子家庭の父(配偶者の暴力により親と子で非難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者を含む。以下同じ。)並びに寡婦(以下「母子家庭の母等」という。)の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に必要な知識や技能の取得を図るための就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備や、継続的生活指導を必要としている母子家庭の母等への支援を総合的に行うことを目的とする。

### (事業実施の方法)

第3条 当事業は、静岡県及び静岡市と共同で実施することとする。また、事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO 法人等へ委託することができる。

### (対象者)

第4条 対象者は、母子家庭の母等とする。なお、第5条第1項第8号の事業については、離婚前の者も対象とする。

### (事業の内容)

第5条 市内に設置する母子家庭等就業・自立支援センター(以下、「自立支援センター」という。)に専門の相談員を配置し、次の事業を実施する。ただし、第8号に掲げる事業の実施場所については、この限りではない。

#### (1) 生活相談事業

母子家庭の母等の生活、児童の養育、就労、結婚、養育費の取り決め等の相談に応じ、必要な助言及び専門的指導を行う。

#### (2) 就業相談事業

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家族の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性、

就業への意欲形成、事業を経営する上での問題等に対し適切な助言を行う。特に、過去に就業の経験が乏しい又は就業に必要な技能・資格を有していない者に対しては、就業への意欲形成や職業訓練受講の是非等に十分に配慮して相談を行うこと。

(3) 巡回（特別）相談事業

浜松市に住所を有する母子家庭の母等に対して、上記(1)、(2)に準じた内容の相談を開催する。

(4) 就職先開拓事業

地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人情報開拓を行うなど効果的な就業促進活動を行う。なお、求人情報開拓を行うにあたっては、効率的に業務を行うために求人情報開拓業務に精通した業者に業務の一部を委託することができることとする。

(5) 就業セミナー事業

就業や離転職を希望する母子家庭の母等に対して履歴書の作成方法、就業情報の提供等を行うセミナーを開催する。なお、セミナーの内容については、次の事項等を必要に応じて実施することとする。

- ア 母子家庭の母等への支援策についての情報提供
- イ 働くことの意義と適正
- ウ 就業に向けての生活環境のチェック
- エ 就職、再就職、離転職をとりまく法律、制度
- オ 企業の求める人材
- カ 起業家支援（起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理など）
- キ 体験談、意見交換
- ク 就業情報の集め方、就業活動のノウハウ、履歴書の書き方、面接の受け方

(6) 就業支援講習会実施事業

母子家庭の母等が就業に結びつく可能性の高い技能や資格を修得するための就業支援講習会（以下、「講習会」という。）を実施する。なお、事業の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 講習会の項目

- （ア）介護職員初任者研修
- （イ）医療事務講座
- （ウ）介護事務講座
- （エ）その他、市長が必要と認める講座

イ 実施内容

- （ア）講習会受講者の出席状況を把握・管理し、受講者が当該講座の目的を達せられるよう、必要に応じて相談・面接を行うこととする。
- （イ）講座受講終了後、講習会受講者に対して、就業相談、就業情報の提供等の就

業支援を行うこととする。

#### ウ 受講者の認定

(ア) 講習会の受講を希望する母子家庭の母等(以下、「受講希望者」という。)は、講座開始前に自立支援センター窓口へ講習会受講申請書を提出することとする。

(イ) 受講希望者からの講習会受講申請書の提出を受けた後、速やかに当該受講希望者と面談を行い、就業に関する受講希望者の現況を確認するとともに、受講希望者が当該講座を受講することにより就業に結びつく可能性が高いか又は技能の向上による生活の安定が図れるか等を総合的に判断し、受講の可否を決定する。

(ウ) 受託者は、受講の可否決定後、速やかに当該受講希望者あて講習会受講通知書をもって通知する。

#### エ 講座受講に係る経費の一部負担金の徴収

自立支援センターは、講習会の受講を決定した受講希望者から講座に係る経費の一部を徴収することができる。

#### (7) 無料職業紹介事業

講習会修了者及びその他母子家庭の母等の求職活動を支援するため、厚生労働省の無料職業紹介実施の許可を得て、無料職業紹介を行う。

#### (8) 養育費相談事業

母子家庭の母等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供等を実施する。

2 第1項第3号、第5号及び第6号の事業を実施するにあたり、母子家庭の母等の参加を容易にするため、必要に応じて児童を預かる託児サービスを行う。なお、児童に対して補食等を提供する場合は、利用者に実費負担を求めることができる。

3 事業を実施するにあたり、母子家庭の母等に対し、当該事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、ハローワーク、福祉人材バンク、児童相談所、健康福祉センター、就職相談センター・ヤングジョブステーション等の関係機関と連携を図ること。

#### (設置場所)

第6条 自立支援センターは、浜松市内に設置し、専門の相談員を配置することとする。ただし、第5条第1項第8号に係る相談員についてはこの限りではない。

#### (開所時間)

第7条 自立支援センターの開所時間は、次のとおりとする。

毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ただし、年末年始(12月29日～1月3日)及び祝祭日は除く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。